

指定管理者による施設管理について

1. 候補者選定の経緯

- 平成16年 12月 各施設条例の改正(13日)
 (平成17年度導入20施設について管理者を規定)
 指定管理者公募(14日～27日)
- 平成17年 1月 審査委員会により申請団体審査(第一次審査 8日、
 第二次審査 15・16日)
 審査委員会より候補者の推薦
 区長及び教育委員会による候補者の決定(候補者の
 選定結果)
- 2月 第1定例会での指定管理者指定議案の提出
- 3月 指定管理者との協定締結(議決後)
- 4月 指定管理者により管理運営(代行)の開始

2. 応募状況

募集施設	募集区分	応募団体数
巣鴨地区自転車駐車場(巣鴨南、巣鴨北、巣鴨駅第三)	公募	10
目白庭園、区民の森(池袋の森、目白の森)	公募	6
豊島体育館	公募	6
巣鴨体育館	公募	8
雑司が谷体育館	公募	9
総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場	公募	4
三芳グラウンド	公募	6
池袋スポーツセンター、西池袋温水プール	公募	11
区民センター、公会堂	非公募	1
社会教育会館(5所)、南大塚ホール	非公募	1

3. 選定基準

1. 区民の平等・公平な使用の確保
 - (1) 施設の設置目的に合致した理念・運営方針を持っていること。
 - (2) 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。
2. 新たなサービスの創設など区民サービスの向上
 - (1) サービス向上を実現する具体的な計画があること。
 - (2) 個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。
3. 経費の節減など効率的な運営
 - (1) サービス水準を維持しつつ、利用者に公平・適正な利用料金を設定した運営計画を持っていること。
 - (2) 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。
 - (3) 経費節減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。
4. 区民への安定的な施設サービスの継続的提供
 - (1) 施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な人的能力を有し、事業内容に適した職員が配置されていること。
 - (2) 施設および類似施設の管理に実績があり、評価を得ていること。
 - (3) 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全・安定的な施設管理ができること。
 - (4) 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること。
 - (5) 収支の計画が適正かつ実現可能であること。

4. 審査結果

募集施設	候補者	所在地	議案番号
巣鴨地区自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	品川区	41号
目白庭園、区民の森（池袋の森、目白の森）	西武グループ環境パートナーズ	豊島区	目白庭園 43号 区民の森 42号
豊島体育館	「選出団体なし」		—
巣鴨体育館	NAS・クリタス共同事業体	千代田区	体育施設 45号
雑司が谷体育館	コナミスポーツ株式会社	品川区	体育施設 45号
総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場	「選出団体なし」		—
三芳グラウンド	日本テニス事業協会共同企業体	新宿区	体育施設 45号
池袋スポーツセンター、西池袋温水プール	株式会社ピーウォッシュ	豊島区	体育施設 45号
区民センター、公会堂	財団法人 豊島区コミュニティ振興公社	豊島区	区民センター 38号 公会堂 39号
社会教育会館（駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷、千早）、南大塚ホール	財団法人 豊島区コミュニティ振興公社	豊島区	社教会館 44号 南大塚ホール 40号

豊島区民センター・豊島公会堂・南大塚ホールの指定管理者の指定について

1. 対象施設

名 称	位 置
豊島区立豊島区民センター	豊島区東池袋一丁目 20 番 10 号
豊島区立豊島公会堂	豊島区東池袋一丁目 19 番 1 号
豊島区立南大塚ホール	豊島区南大塚二丁目 36 番 1 号

2. 指定期間

豊島区民センター・豊島公会堂ー平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間
南大塚ホールー平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

3. 指定管理候補者（非公募）

財団法人 豊島区コミュニティ振興公社

4. 提案内容

施設運営の基本方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 区の文化行政並びにコミュニティの醸成とまちづくり活動の発展向上に資する。 2. 利用者に公平・平等な立場で運営するとともに安心安全な管理に努める。 3. 最少の経費で最大の満足が得られるようにする。
平等な利用の確保
<ol style="list-style-type: none"> 1. 窓口対応のレベルアップ 2. 多様なニーズに対応できる柔軟な運営 3. 高齢者等でも安全で利用しやすい管理 4. バリアフリー化
区民サービスの向上
<ol style="list-style-type: none"> 1. 開館日の増加、夜間・早朝の利用促進 2. ポイントカード等の導入 3. 施設予約システムの構築 4. 接遇向上の研修の充実 5. 個人情報保護条例を遵守徹底
効率的な運営
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用率の低い時間帯には割引制度の導入の検討 2. 早朝・夜間・終夜などの利用拡大 3. 開館日の増
危機管理の基本的考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理マニュアルを備え、安全で快適な施設運営を推進

巢鴨地域自転車駐車場指定管理者の指定について

1. 議決根拠

地方自治法第244条の2第6項

「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」

2. 実施施設

巢鴨駅周辺の3自転車等駐車場

名 称	豊島区立巢鴨駅南 自転車駐車場	豊島区立巢鴨駅北 自転車駐車場	豊島区立巢鴨駅第三 自転車駐車場
所 在 地	巢鴨一丁目13番	巢鴨二丁目7番11号	巢鴨二丁目9番
施設の規模	自転車 380台 原付 6台程度	自転車 1,216台 原付 206台	自転車 110台 原付 10台
施設面積	479.28㎡	450.43㎡	146.40㎡

巢鴨駅南自転車駐車場は平成17年7月開設予定。

3. 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

4. 指定管理者の指定候補者

- ・社名 NCD 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- ・代表取締役社長 下条 武 男
- ・所在地 品川区西五反田四丁目32番1号
- ・設立 昭和42年3月16日 ・資本金 4億3,875万円 ・社員 424名
- ・事業内容
1.コンピュータシステムの導入、設計、製造に関するコンサルティング 2.コンピュータシステムの開発、保守 3.システム構築 4.サポートと技術支援サービス 5.自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売、運用

5. 駐車場運営の主な特徴

- ① 巢鴨地域全体の街づくり一環としての自転車対策を捉えようとする視点が明確であり、行政はもとより、地元商店街、近隣施設と連携、協働した駐車場運営を実施していこうという意欲がある。
- ② 外部監査機関との連携を図り、同機関によりセルフモニタリングを行い、サービス水準の査定を行う。また、利用者アンケートにより業務改善を図るなど、運営に対する客観性が担保されている。
- ③ 公共駐輪場の運営管理やコンサルティング業務などの受託経験が豊富で、駅前交通社会実験(放置自転車対策)に参加するなど、自転車対策に関する深い造詣が事業計画に反映されている。

駐車場管理運営の現状との比較

	現行運営状況	指定管理者による運営
開設時間	巢鴨駅北 6:00~0:00 巢鴨駅南 6:00~0:00 巢鴨駅第三 24時間	24時間開場
閉館(閉鎖)日	1月1日から1月3日休場	365日開場 (閉館日なし)
利用料金	定期利用 (区外利用は別料金) (学生割引) 当日利用(3時間以内無料)	当面は現行どおり。 現行の条例設定額の範囲内で、稼働率や利用者の声を反映させて見直しを行う。
割引制度	回数券(11枚つづり)	現在の割引制度を維持する。 将来的には地域コミュニティカード等と連携した割引制度等を検討する。
減免制度	生活保護、児童手当受給者 身体障害者手帳、愛の手帳所持者	現在の減免制度を維持する。
配置職員数	巢鴨駅北 6:00~19:00 常時3名 19:00~0:00 警備1名	総括責任者1 ・巢鴨北 場長 1、管理員 最大3、 夜間警備員1 ・巢鴨南 場長 1、管理員 1、 夜間警備員1
その他		定期的な利用者アンケート及び外部監査期間によるセルフモニタリングの資料をもとに業務の改善と利用者サービスの向上を図る。 新設の巢鴨駅南駐車場では、当日利用者が利用者自身で自転車の施錠、開錠、清算ができる個別電磁ロック機能付き自転車ラックを採用し、人的コストの削減を図る。 人的コストを抑えながら、利用者の利便性を確保するため、緊急連絡ボタンを設置し、利用方法の説明、トラブル時の即時対応を24時間365日体制で行う。

参 考

指定管理者募集及び審査の経緯

1. 募集手続の経緯

(1) 指定管理者応募手続説明会

平成16年11月25日・26日(参加団体多数につき、2日に渡り開催した。)

111団体参加、(うち自転車駐車場関係50団体)

(2) 募集説明会、現地説明会

平成16年12月15日午前、午後(現地説明会) 21団体参加

2. 応募状況

(1) 平成16年12月27日の募集締め切りまでに、10団体から応募。

応募団体概略(参考別紙1)

3. 審査の経緯

豊島区公の施設指定管理者審査委員会により第一次及び第二次の審査を行い、指定管理者候補を決定した。

(1) 第一次審査(平成17年1月8日)

・応募条件の適否及び審査基準による審査を行い、プロポーザル実施団体(第二次審査進出団体)を選考した。



・一次審査での評価が上位2団体とその他の団体とで格差が大きかったために、上位2団体を第二次審査進出団体とした。(上位2団体の提案内容等比較 参考別紙2)

(2) 第二次審査(平成17年1月15日)

・第二次審査進出団体に事業計画、会社概要等に関するプレゼンテーションを行わせ、引き続き審査委員会による質疑を実施し、総合評価を行い、指定管理者候補を決定した。

豊島区立区民の森・目白庭園指定管理者の指定について

1. 議決根拠

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」

2. 実施施設

施設名	区民の森（池袋の森）	区民の森（目白の森）	目白庭園
所在地	池袋一丁目 7 番 10 号	目白四丁目 11 番 21 号	目白三丁目 20 番 18 号
面積	1,501.27 m ²	3,198.99 m ²	2,842.73 m ²
開園月日	平成 9 年 4 月 29 日	平成 9 年 4 月 29 日	平成 2 年 11 月 15 日

3. 指定期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 指定管理者の指定候補者

下記 2 社によるグループ管理（代表は西武造園株式会社）

団体名	西武グループ環境パートナーズ		
代表者	市川 五十男		
所在地	東京都豊島区南池袋 1-16-15		
構成団体	構成会社名	西武造園株式会社	西武緑化管理株式会社
	代表者	取締役社長 市川 五十男	代表取締役 江口 満
	所在地	東京都豊島区南池袋 1-16-15	東京都小平市小川東町 1-19-1
	設立	昭和 26 年 2 月 15 日	昭和 46 年 3 月 12 日
	資本金	360,000 千円	30,000 千円
	社員数	163 名	23 名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造園工事、土木工事等の設計・施工・監理 ・ 公園・庭園・ゴルフ場等の管理 ・ 屋上緑化、壁面緑化の技術開発・実用化 ・ 自然再生事業、ビオトープ、多自然型等の調査、設計、施工、管理 ・ ワークショップ、イベントの企画・運営 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園、緑地、ゴルフ場等の管理・清掃 ・ 樹木、芝生、草花などの管理、病虫害防除 ・ 公園、緑地等における各種催事の企画、運営、管理 		

5. 主な管理運営等の特徴

- ① 区の方針及び施設の管理運営業務の内容を十分理解し、利用率アップに向けた現実的な自主事業計画がたてられている。
- ② 業務管理、個人情報管理及び危機管理について、各マニュアルの作成及び職員教育を行い、マニュアルに基づく徹底した管理計画を導入している。
- ③ 緊急時対応策として、危機管理マニュアルに基づき安全管理体制及び緊急連絡体制等の管理体制が整っている。
- ④ 利用者アンケートや配置職員による月次会議により利用者の要望・クレームの迅速な対応や日常の問題点の解決など顧客満足が得られる体制を整えている。
- ⑤ 人員配置について、組織系統、人員の職種・雇用形態、勤務ローテーションが明確化されており、経験者及び技術者を自社内で調達し配置できるなど人員確保が安定している。
- ⑥ 庭園及び公園等の類似施設の維持管理実績の経験が豊富で、自社内で専門的な知識・技術を蓄積しているため、それを生かした事業運営が期待できる。

区民の森管理運営の現状との比較

	現行運営状況	指定管理者による運営
開園時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日～9月30日 午前8時～午後5時 ・ 10月1日～3月31日 午前9時～午後4時 	当面現行のとおり 利用状況を見て検討する
休園日	年末年始（12月29日～1月3日）	当面現行のとおり 利用状況を見て検討する
利用料金	なし	なし
割引制度		
減免制度		
配置職員数	池袋の森：1日1人6時間常駐 目白の森：1日1人3時間常駐	池袋の森：1日1人6時間常駐 巡視責任者1人（週4時間） 目白の森：1日1人3時間常駐 巡視責任者1人（週4時間）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページで催し物や四季の情報を発信する。 ・ 管理マニュアルは随時見直し、ビジュアル化する。 ・ 「環境学習の場」と位置付け総合的学習の時間に活用できる環境学習プログラムを設定する。

目白庭園管理運営の現状との比較

	現行運営状況	指定管理者による運営												
開園時間	庭：午前9時～午後5時 (7月～8月は午後7時まで) 赤鳥庵：午前9時～午後21時	当面現行のとおり 利用状況をみて検討する												
休園日	・年末年始(12月29日～1月3日) ・毎月第2、第4月曜日(その日が祝祭日に重なる場合は翌日)	当面現行のとおり 利用状況をみて検討する												
利用料金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施設名</th> <th style="text-align: center;">午前・夜間</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1和室</td> <td style="text-align: center;">各 3,800円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> <td style="text-align: center;">11,600円</td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td style="text-align: center;">各 3,100円</td> <td style="text-align: center;">4,300円</td> <td style="text-align: center;">9,600円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前・夜間	午後	全日	第1和室	各 3,800円	5,200円	11,600円	第2和室	各 3,100円	4,300円	9,600円	当面現行のとおり 利用状況をみて検討する
施設名	午前・夜間	午後	全日											
第1和室	各 3,800円	5,200円	11,600円											
第2和室	各 3,100円	4,300円	9,600円											
割引制度	全日利用の場合 第1和室 1,200円引き 第2和室 900円引き	<ul style="list-style-type: none"> ・全日利用の場合 第1和室 1,200円引き 第2和室 900円引き ・夜間2室利用の場合 400円引き ・平日の料金の引き下げを検討する 												
減免制度	<ul style="list-style-type: none"> ・区が主催・共催の場合は免除 ・区が設立する財団法人が主催する場合は減額 ・官公署が公益のため利用する場合は減額等 	当面現行のとおり 事業内容により検討する												
配置職員数	赤鳥庵：常駐1～2人 長屋門：常駐1人 庭：植物管理1人(週2日)	赤鳥庵：常駐1人 巡視責任者1人(週4時間) 長屋門：常駐1人 庭：植物管理1人(週2日) 建物・園地清掃：常駐1人												
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・赤鳥庵と長屋門の管理要員2人は、運營業務と維持管理業務を兼務させることで人件費の効率化を図る。 ・庭園の育成管理を目的としたボランティアの会を発足させるなど区民との協働を推進し、経費を縮減する。 ・試験的に行っていた夜間のライトアップを本格稼働し、色彩等バージョンアップする。 ・ホームページで催し物や四季の情報を発信する。 												

参 考

指定管理者募集及び審査の経緯

1、募集手続きの経緯

(1)指定管理者応募手続説明会

平成 16 年 11 月 25 日・26 日(参加団体多数につき、2 日に渡り開催した。)

111 団体参加、(うち公園関係 53 団体)

(2)現地説明会

平成 16 年 12 月 16 日午前 12 団体参加。

2、応募状況

(1)平成 16 年 12 月 27 日の募集締め切りまでに 6 団体から応募。

3、審査の経緯

豊島区公の施設指定管理者審査委員会により第一次及び第二次の審査を行い、指定管理者の候補者を決定した。

(1)第一次審査(平成 17 年 1 月 8 日)

・応募条件の適否及び審査基準による審査を行い、プロポーザル実施団体(第二次審査進出団体)を選考した。



・一次審査での評価が上位 2 団体とその他の団体とで格差が大きかったが、審査委員会の結果、上位 3 団体を第二次審査進出団体とした。

(2)第二次審査(平成 17 年 1 月 15 日)

・第二次審査進出団体に事業計画、会社概要等に関するプレゼンテーションを行わせ、引き続き審査委員会による質疑を実施し、総合評価を行い、指定管理者候補者を選定した。

社会教育会館指定管理者の指定について

1. 対象施設

名 称	位 置
駒込社会教育会館	豊島区駒込二丁目2番2号
巣鴨社会教育会館	豊島区巣鴨四丁目15番11号
南大塚社会教育会館	豊島区南大塚二丁目36番1号
雑司が谷社会教育会館	豊島区雑司が谷三丁目1番7号
千早社会教育会館	豊島区千早二丁目35番12号

2. 指定期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

3. 指定管理者の指定候補者（非公募）

財団法人 豊島区コミュニティ振興公社

4. 提案内容

施設運営の基本方針
<ul style="list-style-type: none"> 1. 区民の文化教養・情操の向上を図り、地域の振興・活性化に資する。 2. 公平・平等な利用に配慮するとともに安全安心な施設維持管理に努める。 3. 最小の経費で最大の利用者満足が得られるようにする。
平等な利用の確保
<ul style="list-style-type: none"> 1. 貸出基準については各館共通の受付マニュアルを使用。 2. いつでも誰でも気軽に参加できる講座の企画。 3. バリアフリー化。 4. 地域・団体等との共生・協働を実現。
区民サービスの向上
<ul style="list-style-type: none"> 1. 区民の目線に立ち、区民ニーズを的確に把握した事業展開。 2. 保育付講座、高齢者対象等の今日的課題に対応。 3. 接遇向上の研修の充実。 4. 苦情処理の体制を整備。 5. 個人情報保護条例を遵守徹底。
効率的な運営
<ul style="list-style-type: none"> 1. 利用率の低い午前利用について割引等を導入。 2. ホームページ等によるPRを充実。 3. 開館日の増を検討。
危機管理の基本的考え方
<ul style="list-style-type: none"> 1. 危機管理マニュアルを備え、安全で快適な施設運営を推進。

豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

1. 指定団体

指定期間：平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間

施設名	巣鴨体育館	雑司が谷体育館	三芳グランド	池袋スポーツセンター	西池袋温水プール	
所在地	豊島区巣鴨 3-8-7	豊島区雑司が谷 3-1-7	埼玉県入間郡三芳町上富 382-1	豊島区上池袋 2-5-1	豊島区西池袋 4-7-5	
施設概要	体育館・温水プール、トレーニングジム	体育館・体育室・温水プール	野球場・庭球場・運動場	温水プール・トレーニングジム・スタジオ・武道場	温水プール・トレーニングジム	
敷地面積	1,069.73 m ²	3,057.84 m ²	40,975.85 m ²	1,857.93 m ²	学校用地	
1次審査団体数	8	9	6	11		
2次審査団体数	3	4	3	4		
候補者	NAS・クリタス共同事業体	コナミスポーツ(株)	日本テニス事業協会共同事業体	(株)ピーウォッシュ		
代表団体	団体名	日本体育施設運営(株)	コナミスポーツ(株)	(社)日本テニス事業協会	(株)ピーウォッシュ	
	代表	石橋 泰祐	山本 治男	雑賀 昇	漆原 雅明	
	所在地	千代田区神田神保町 1-6-1	品川区東品川 4-10-1	新宿区西新宿 1-8-3	豊島区長崎 5-1-23	
	設立	S47.9.1	S48.3.14	H4.12.25	H1.10.31	
	資本金	9億1,800万円	50億4,095万円	948万2千円	4億5,000万円	
	社員	280名	1,245名	4名	48名	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツクラブ、テニスクラブ、各種スクールの運営管理及び一切のコンサクト ● 社会体育活動に関する情報の収集・研究・広報・出版活動 ● 社会体育指導者の養成及び派遣 ● 体育用具及び用品の開発・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● フィットネスクラブ、スイミングスクール等の経営及び関連事業 ● スポーツ教室、文化教室、学習塾の経営 ● 各種スポーツ指導者の養成 ● 旅行業 ● レストラン、飲食店、喫茶店の経営 	<ul style="list-style-type: none"> ● テニス事業に関する調査・研究・普及・啓発活動 ● セミナー・研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設の企画・開発・運営 ● スポーツ施設の運営業務委託 ● 運動指導業務の受託 ● 企業フィットネス ● トレーニングマシンのリース 	

構 成 団 体	団 体 名	㈱クリタス		(有)ティーエス ジャパン	
	代 表	河村 亨		丸山 一隆	
	所 在 地	豊島区南池袋 1-11-22		新座市新堀 2-15-14	
	設 立	S53.4.1		H7.4.3	
	資 本 金	2億2,000万円		300万円	
	社 員	721名		2名	
	事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 水処理施設 設備・管理・メンテ ナンス ● 水処理施設 設計・施工 ● 環境測定 分析業務 ● 土 壌 調 査・浄化業 務 ● 水 処 理 薬 品・機器・ 部品の販売 		<ul style="list-style-type: none"> ● テニススクールの 経営 ● スポーツ用品の販 売 ● テニスコートのレ ンタル ● イベントの企画 ● 飲食店の経営 	
主 な 選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営のスポーツ施設を多数経営している実績がある。 ● 社会的弱者に対して、ボランティア団体や関係団体と連携をとる意識がはっきりしている。 ● 設置目的を十分理解し、区民の健康づくりやスポーツ振興に取り組む意欲が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営のスポーツ施設を多数経営しているとともに、他の自治体で指定管理されている実績がある。 ● 複合施設の維持管理を十分理解している。 ● 設置目的を十分理解し、区民の健康づくりやスポーツ振興に取り組む意欲が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● テニス事業の専門団体であり、経験とノウハウがある。 ● 年代に応じたプログラムを多数企画している。 ● 平日の利用者増が見込める。 ● 設置目的を十分理解し、区民の健康づくりやスポーツ振興に取り組む意欲が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営のスポーツ施設を営しているとともに、当該施設の開設から業務を受託している実績がある。 ● 「健康プラザとしま」全体の維持管理を十分理解している。 ● 健康増進施設を十分理解している。 ● 設置目的を十分理解し、区民の健康づくりやスポーツ振興に取り組む意欲が見られる。 	

2. 選出団体のなかった施設

施設名	豊島体育館	総合体育場	西巣鴨体育場	荒川野球場
所在地	豊島区要町 3-47-8	豊島区東池袋 4-41-30	豊島区西巣鴨 4-22-19	板橋区新河岸 3-16先
施設概要	体育館	野球場・庭球場・ 体育室	庭球場・弓射 場・多目的広場	野球場
敷地面積	4,156.52㎡	15,441.29㎡	3,907.96㎡	14,288.88㎡
1次審査団体数	6	4		
2次審査団体数	3	2		
候補者	なし			
17年度以降の施設管理	17年度は区の直営とし、17年度中に指定管理者の公募を実施し、18年度から指定管理者を導入する。			

選出しなかった理由

応募団体については、審査委員会が設定する最低基準に達していないとの評価に至ったことによる。

応募に当たって提出された事業計画、収支計画等の書面及びプレゼンテーションについて、事業の内容、財務、団体の経営状況、実績に係る観点から評価を行い、総合的に審査した。しかし、いずれの団体においても、審査員会は指定管理者に相当であるとの心証を形成するに至らなかったことから、今回の結論に至ったものである。

2次審査団体名

施設名	豊島体育館	総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場
団体名	<ul style="list-style-type: none"> ● (財) 豊島区コミュニティ振興公社 ● 豊島区体育協会 ● (株) ワコーインターナショナル 	<ul style="list-style-type: none"> ● (財) 豊島区コミュニティ振興公社 ● 豊島区体育協会